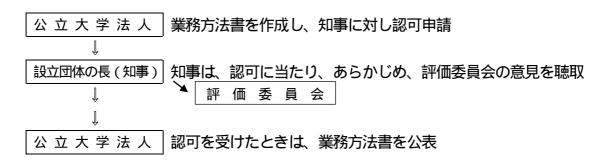
公立大学法人青森県立保健大学の業務方法書について

1 地方独立行政法人法に定める手続(地方独立行政法人法第22条第1項、第3項及び第4項)



2 業務方法書の記載事項(地方独立行政法人法第22条第2項)

業務方法書とは、地方独立行政法人の具体的な業務方法の要領を記載した書類で、記載 事項については、設立団体の規則で定めることとされている。

【青森県地方独立行政法人法施行細則】

(業務方法書の記載事項)

第二条 法第二十二条第二項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 地方独立行政法人(以下「法人」という。)の定款に規定する業務に関する事項
- 二業務委託の基準
- 三 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 四 その他法人の業務の執行に関して必要な事項
- 3 公立大学法人青森県立保健大学業務方法書(案)の概要
 - (1) 目的

法人の業務の方法について基本的事項を定め、業務の適正な運営に資する。

(2) 業務運営の基本方針

中期目標に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努める。

(3) 定款に規定する業務に関する事項(施行細則第2条第1号及び定款第25条)

法人は青森県立保健大学を設置・運営する。

法人は学生に対する相談その他の援助を行う。

法人は受託研究又は共同研究のほか、法人以外の者との連携による教育研究活動を 行う。

法人は学生以外の者に対する多様な学習機会を提供する。

法人は教育研究成果の普及及び活用を通じて地域社会に貢献する。

法人は附帯して必要となる関連業務を行うことができる。

(4) 業務委託の基準(施行細則第2条第2号)

法人は業務の一部を委託することができる。

業務を委託するときは、委託契約を締結する。

- (5) 競争入札その他契約に関する基本的な事項 (施行細則第2条第3号) 売買、賃貸借、請負等の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約による。
- (6) その他法人の業務の執行に関し必要な事項(施行細則第2条第4号) 業務方法書に定めるもののほか、別に定める。

参考

【地方独立行政法人法】

(業務方法書)

- 第二十二条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

【公立大学法人青森県立保健大学定款】

(業務の範囲)

第二十五条 法人は、次の業務を行う。

- 保健大学を設置し、これを運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との 連携による教育研究活動を行うこと。
- 四 地域の生涯学習の充実に資する公開講座の開設等学生以外の者に対する多様な学習機会を提供すること。
- 五 保健大学における教育研究の成果の普及及び活用を通じ、地域社会に貢献すること。
- 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。